

## 議案第27号

### 鳥取県港湾管理条例の一部改正について

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第2条の4 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、鳥取港の区域のうち知事が指定する区域内の港湾施設（以下「ボートパーク」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) ボートパークの施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、ボートパークの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p>	

(指定管理者の管理の期間)

第2条の5 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開場時間及び休場日)

第2条の6 ポートパークの開場時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 ポートパークの休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(使用等の許可)

第3条 港湾施設の使用（ポートパークの利用を除く。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 略

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合にお

(使用等の許可)

第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 略

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合にお

いて、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項又は第10条の3の規定により第1項、次項又は第8項の許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 ポートパークのうち次の各号に掲げるもの（以下「特定施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋以外の栈橋

(2) 鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋

(3) 鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設

5 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 第2項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該

いて、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項の規定により第1項又は次項の許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

当すると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ボートパークの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

6 指定管理者は、特定施設を利用しようとする者が第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用許可をしてはならない。

7 指定管理者は、ボートパークの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

8 第1項の許可又は利用許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

9 略

(行為の許可)

第3条の2 略

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

5 略

(行為の許可)

第3条の2 略

2 略

3 前条第9項の規定は、第1項の場合について準用する。

(使用料等)

第5条 第3条第1項又は第8項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2及び3 略

4 特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

5 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

6 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

7 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(目的外使用又は原状変更の禁止)

2 略

3 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。

(使用料)

第5条 第3条第1項又は第4項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2及び3 略

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者及び利用許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

（譲渡又は転貸等の禁止）

第7条 使用者等は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第8項又は第3条の2第1項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

- （1） 第3条第8項、第3条の2第1項又は前3条の規定に違反したとき。
- （2） 第3条第9項（第3条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可条件に違反したとき。
- （3）～（5） 略

2 略

第6条 使用者は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

（譲渡又は転貸等の禁止）

第7条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

- （1） 第3条第4項、第3条の2第1項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。
- （2） 第3条第5項（第3条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可条件に違反したとき。
- （3）～（5） 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 略

2 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、指定管理者に対し、利用許可を取り消し、又は利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して必要な措置を命ずるよう命令することができる。

3 指定管理者は、前項の命令を受けたときは、利用許可を取り消し、又は利用者に対して必要な措置を命じなければならない。

4 第1項又は前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(措置命令)

第10条の2 指定管理者は、前条第3項に定める場合のほか、ボートパークの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 略

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。



第10条の3 指定管理者は、第10条第3項に定める場合のほか、  
利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用  
許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規  
定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第10条第3項又は前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそ  
のおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ポートパークの管理上支障  
がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者等は、港湾施設の使用を終了したとき又は第9条、  
第10条若しくは前条の規定により使用の許可若しくは利用許可  
を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原  
状に回復しなければならない。ただし、知事（特定施設にあっ  
ては、指定管理者。以下この条において同じ。）が特別の事由

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき又は前2条の  
規定により使用の許可を取り消されたときは、自己の負担にお  
いてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、  
知事が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

があると認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者等は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(監督処分)

第11条の2 略

2 略

- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第3条第8項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者

(3) 略

(4) 利用許可を受けないで、特定施設を利用した者

- 4 指定管理者は、禁止行為をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、ボートパークの利用を拒み、又は禁止行為の中止、ボートパークからの退去その他必要な措置を命ずることができ

- 2 使用者は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(監督処分)

第11条の2 略

2 略

- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第3条第4項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者

(3) 略

る。

5 指定管理者は、第3項各号のいずれかに該当する者に対し、ボートパークにおける許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件(以下「占用物件」という。)の所在地が地方自治法第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

3～5 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件(以下「占用物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

3～5 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料

に処する。

- (1) 第3条第9項の規定による許可条件に違反して使用した者
- (2) 第3条の2第3項において準用する第3条第9項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者
- (3) 略
- (4) 第11条の2第1項から第5項までの規定による知事又は指定管理者の命令に従わない者

(権限の委任)

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第17条 略

に処する。

- (1) 第3条第5項の規定による許可条件に違反して使用した者
- (2) 第3条の2第3項において準用する第3条第5項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者
- (3) 略
- (4) 第11条の2第1項から第3項までの規定による知事の命令に従わない者

(委任)

第16条 略

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分		使 用 料		
			単 位	金 額	
岸壁及び物揚場	略				
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	略		1隻につき1年	180,000円
		長さが10メートル以上の船舶を係留するとき。			

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分		使 用 料	
			単 位	金 額
岸壁及び物揚場	略			
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	略		1隻につき1年
長さが10メートル以上の船舶を係留するとき。				
ボートパーク	鳥取港のマリーナ港区に隣接する栈橋以外の栈橋を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円
			1隻につき1年	80,000円
		長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円
			1隻につき1年	120,000円
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	15,000円	

	ル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1年	150,000円
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1月	18,000円
		1隻につき1年	180,000円
鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,400円
		1隻につき1年	84,000円
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,500円
		1隻につき1年	125,000円
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	15,700円
		1隻につき1年	157,000円
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1月	18,800円
		1隻につき1年	188,000円
鳥取港のマリーナ港区内の陸上保	長さが6メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	4,200円
		1隻につき1年	42,000円

略					

2 略  
備考 略

管施設 を使用 する場 合	長さが6メート ル以上8メート ル未満の船舶を 保管する場合	1隻につ き1月	6,250円
		1隻につ き1年	62,500円
	長さが8メート ル以上10メート ル未満の船舶を 保管する場合	1隻につ き1月	7,850円
		1隻につ き1年	78,500円
	長さが10メート ル以上の船舶を 保管する場合	1隻につ き1月	9,400円
		1隻につ き1年	94,000円
略			

2 略  
備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新条例」という。）第2条の4の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県港湾管理条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。